

企業の財政状態の変動および業績を理解するうえで重要な事象および取引（IAS 34号15項、15 B項）（図表3）、ならびに（B）その他の開示（IAS 34号16 A項）（図表4）の2つである。

① 重要な事象および取引

このうち(A)に関して、日本基準でも前年度と比較して著しい変動がある項目など、財務諸表利用者が四半期財務諸表を理解するうえで重要な事項の注記が求められている（四半期会計基準55項）が、IFRSでは網羅的ではないが、事象および取引のリストとして日本基準よりも多くの項目が記載されている。

日本基準では明示的には注記が求められていないが、IAS 34号で直近の年次報告期間の末日後の財政状態の変動および業績を理解するうえで重要である場合には注記が求められる項目の例として、図表3の「①棚卸資産の正味実現可能価額までの評価減およびその戻入れ」、「④有形固定資産項目の取得および処分」、「⑤有形固定資産購入に関するコミットメント」、「⑩関連当事者間取引」、「⑪金融商品の公正価値測定に使用される公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替」、「⑫金融資産の

目的または用途の変更による金融資産の分類の変更」などが挙げられる。

② その他の取引

次に(B)に関しては、図表4の「⑩金融商品について、IFRS 13号「公正価値測定」の91項〜93項(h)、94項〜96項、98項、99項、ならびにIFRS 7号「金融商品・開示」の25項、26項、28項〜30項で要求されている公正価値に関する注記」などの開示（IAS 34号16 A項(i)）が求められている。

一方、日本基準の四半期連結財務諸表では企業会計基準30号「時価の算定に関する会計基準」に関連し

て、四半期適用指針が改正され、「時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債について、適切な区分に基づき、四半期貸借対照表日におけるレベル1の時価の合計額、レベル2の時価の合計額及びレベル3の時価の合計額」の開示が追加され（四半期適用指針80項(3)④）、2021年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用されている。なお、総資産の大部分を金融資産が占め、かつ総負債の大部分を金融負債および保険契約から生じる負債が占める企業集団以外の企業集団においては、第1四半期および第

3四半期では注記を省略することが可能である。また、図表4⑨のうち企業結合の開示は、日本基準の四半期連結財務諸表では取得とされた重要な企業結合について、企業結合の概要、四半期連結損益及び包括利益計算書または四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業等の業績の期間、実施した会計処理の概要の開示しか求められていないが（四半期会計基準19項(17)、IFRSでは期中財務報告書においても年次財務報告書と同様の開示が求められることになる（IAS 34号16 A項(i)）。

第3章

138社が「コロナ禍関連の開示を実施」 四半期報告書における IFRS開示状況

【この章のエッセンス】

●IAS 34号15 B項に掲げられている「重要な事象および取引」として最も多く開示されている注記は「偶発負債または偶発資産の変

動」であり、開示している企業は58社であった。

●IAS 34号16項で求められる「その他の開示」のうち、最も多く開示されている注記は「金融商品の公正価値」であり、開示している企業

は250社であった。

以降、2022年6月30日までの期間を対象として、四半期報告書においてIFRSに基づく四半期連結財務諸表を開示している251社に